

製品に対する各種法規制の比較

根拠法令	食品衛生法	飼料安全法	消費生活用製品安全法		動物愛護法	
目的	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る。	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与する。	消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品 ^{※4} の製造及び販売を規制するとともに、製品製造に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護する。		動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項並びに動物の飼育の管理に関する事項及び動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。	
規制対象	食品、添加物、容器等	食用の畜産物に係る家畜用飼料、飼料添加物等	消費生活用品 ^{※3}			
			特定製品 ^{※4}	その他の製品		
規制内容	基準の設定	基準や規格を定めることができる(第11条、18条)	基準や規格を定めることができる(第3条)	技術上の基準を設定しなければならない(第3条)	制度なし	製品の規制はしていない。
	基準に該当しないものの販売等の禁止	基準や規格に合致しないものの製造、輸入、販売等を禁止(第11条、18条)	基準や規格に合わないものの製造、輸入、販売、使用を禁止(第4条)	技術上の基準に合致している旨の表示のないものの販売を禁止(第4条)	制度なし	
	検査・検定	政令で定めるものについて、国、都道府県、登録検査機関による検査を受け、これに合格した旨の表示のないものの販売を禁止(第25条、26条)	特定飼料等 ^{※2} について、検定を受け、これに合格した旨の表示のないものの販売を禁止(第5条)	特別特定製品 ^{※5} について販売までに適合性検査を受けることを義務付け(第12条)	制度なし	
	事故発生時又は事故発生のおそれがある場合の対応	営業(製造、輸入、加工貯蔵、運搬、販売等を含む。)を営む者に対し、廃棄その他危害を除去するための措置を取ることができる(第54条)	製造、輸入、販売又は使用者に対し、製造、輸入、販売、使用を禁止することができる(第23条) 製造、輸入又は販売業者に対し、廃棄、回収その他必要な措置を命ずることができる(第24条)	製造、輸入又は販売者に対し、回収その他一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生・拡大を防止するための措置を命ずることができる(第32条)	事故の対応は、製造又は輸入者の努力義務(第38条) 消費者の生命・身体に重大な危害が生じた場合には製造又は輸入者に対し、製品の回収その他必要な措置を命ずることができる(第39条)	
	管理者の設置	政令で定める食品等 ^{※1} について、食品衛生管理者の設置を義務付け(48条)	特定飼料等や一定の飼料添加物を含む飼料の製造業者について、飼料製造管理者の設置を義務付け(第25条)	制度なし	制度なし	
	業の許可・届出	公衆衛生に与える影響の著しい飲食店などの営業について、許可を義務付け(第52条)	製造、輸入又は販売業者の届出を義務付け(第50条)	製造又は輸入者は届出ができる(第6条)	制度なし	
	輸入の届出	輸入の都度の届出を義務付け(第27条)	農林水産大臣が指定するものについて届出を義務付け(第51条)	制度なし		
	報告の徴取	実施可能(第28条)	実施可能(第55条)	実施可能(第40条)		
立入検査		実施可能(第56条)	実施可能(第41条)			

※1 調製粉乳等の粉乳、食肉製品、放射線照射食品、マーガリン及び添加物等が該当する。
 ※2 有害畜産物(人の健康を損なうおそれのある食用の畜産物)の生産や畜産物の生産阻害のおそれが特に多いものとして政令で定める飼料及び飼料添加物をいい、インド産落花生油かす及び抗生物質が該当する。
 ※3 主として一般消費者の生活の用に供される製品(食品、医薬品、車両等を除く。)が該当する。
 ※4 構造、材質、使用状況等から一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品をいい、家庭用圧力なべ・圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、登山用ロープ、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器の各製品のうち特定のものが該当する。
 ※5 その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止に必要な品質確保が十分でない者がいると認められる特定製品をいい、幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器の各製品のうち特定のものが該当する。